

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公表番号】特表2018-514814(P2018-514814A)

【公表日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2018-503467(P2018-503467)

【国際特許分類】

G 09 B 19/00 (2006.01)

G 09 B 5/08 (2006.01)

A 61 B 5/00 (2006.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 09 B 19/00 G

G 09 B 5/08

A 61 B 5/00 102 A

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月2日(2019.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

幼児の活動および体位を検出するように構成された複数のセンサを含んだ着用可能幼児監視装置と、

前記幼児の前記活動および体位に関連する測定データを送信するように構成された伝送インターフェースと、

前記幼児の学習に対する受容性を判断するように構成されたプロセッサを含み、測定データを受信するように構成された監視ハブと

を備えるシステムであって、

各学習材料は前記幼児の学習に対する受容性に基づいてディスプレイインターフェースを通じて養護者へ提供される、システム。

【請求項2】

前記プロセッサは、笑みと凝視の継続時間に基づいて前記幼児の学習に対する受容性を判断する、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記プロセッサは、笑みと凝視の強度に基づいて前記幼児の学習に対する受容性を判断する、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記プロセッサは、前記データ測定値を処理して前記幼児に関連する発達年齢に基づいて学習コンテンツをカスタマイズする、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記監視ハブは学習コンテンツおよび各スケジュールを格納するように構成された永続記憶装置をさらに備える、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記監視ハブは各幼児モデルおよび各表を格納するように構成された永続記憶装置をさらに備える、請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記監視ハブは前記監視ハブとプラットフォームとの間の通信を推進するように構成されたプラットフォームインターフェースをさらに備え、前記プラットフォームは複数の幼児監視装置からのデータを集約する、請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

外部装置をさらに備える、請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記外部装置はカメラである、請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

前記外部装置は音声センサである、請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

前記外部装置は映写機である、請求項9に記載のシステム。

【請求項12】

前記外部装置はタブレット装置である、請求項9に記載のシステム。

【請求項13】

前記遠隔幼児監視ハブは、モバイル機器である請求項1に記載のシステム。

【請求項14】

前記複数のセンサは三軸加速度計、電気皮膚反応(GSR)検出器、ジャイロスコープおよび体温センサを含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項15】

前記伝送インターフェースはブルートゥース・ロー・エナジー(BLE)インターフェースである、請求項1に記載のシステム。

【請求項16】

幼児の活動および体位を検出するように構成された複数のセンサを含んだ着用可能幼児監視装置と、

前記幼児の前記活動および体位に関連する測定データを送信するように構成された伝送インターフェースと、

充電インターフェースと
を備える装置であって、

監視ハブは前記着用可能幼児監視装置から測定データを受信するように構成されて、前記幼児の学習に対する受容性を判断するように構成されたプロセッサを含んでおり、各学習材料は前記幼児の学習に対する受容性に基づいてディスプレイインターフェースを通じて養護者へ提供される、装置。

【請求項17】

前記プロセッサは、笑みと凝視の継続時間に基づいて前記幼児の学習に対する受容性を判断する、請求項16に記載の装置。

【請求項18】

前記プロセッサは、笑みと凝視の強度に基づいて前記幼児の学習に対する受容性を判断する、請求項16に記載の装置。

【請求項19】

前記プロセッサは、前記データ測定値を処理して前記幼児に関連する発達年齢に基づいて学習コンテンツをカスタマイズする、請求項16に記載の装置。

【請求項20】

前記監視ハブは学習コンテンツおよび各スケジュールを格納するように構成された永続記憶装置をさらに備える、請求項16に記載の装置。